

特定商工業者制度について

特定商工業者は、商工会議所会員とは異なります。

商工会議所には、法律で定められた一定規模以上の企業（特定商工業者）にその登録（法定台帳の提出）と経費負担（負担金の納入）のご協力をいただき、その地域の商工業の実態把握を行い、地域経済の改善発達のための基礎資料とする特定商工業者制度が設けられています。これは、全国的な制度です。商工会議所の「会員」とは以下のとおり制度が異なります。

商工会議所会員

事業者の自由意思によって加入し、会費を支払うことで事業の拡大を図るための様々な事業・サービスが受けられます。

特定商工業者

商工会議所法で定められた制度で、八幡浜市内で6か月以上営業されており、その規模が法律で定められた基準であれば会員・非会員にかかわらず商工会議所に登録し、負担金をお願いをさせていただきます。

